刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和８年１０月２６日午前１０時００分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所３階３０１会議室に招集する。

記

議案第３３号　農地法第３条の規定による許可について

議案第３４号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３５号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３６号　農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第２７号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

報告第２８号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

報告第２９号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について

農業委員

出　席　者　　１２名

１番　近藤　輝彦	４番　清水ほづみ	５番　加塚　豊久	６番　鈴木　勝之
７番　山本　坂一	８番　近藤　尚登	９番　加藤　佳子	１０番 加藤　彰夫
１１番 山田　友樹	１２番 神谷　友裕	１３番 近藤　靖	１４番 杉浦　克己

欠　席　者　　２名

２番　岡田　章義	３番　正木とよ子

農地利用最適化推進委員

出　席　者　　１２名

１番　近藤　俊彦	２番　神谷　修二	３番　近藤　祝光	４番　岡村　信幸
５番　戸田　一成	６番　酒井　行教	７番　神谷　博之	８番　野村　隆治
１０番 清水　文髙	１１番 平野　正美	１２番 高須　哲也	１３番 稲垣　重雄

欠　席　者　　１名

９番　杉浦　克敏

午前１０時００分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記２名を指名する。

議事録署名者　　９番　加藤　佳子　　１０番　加藤　彰夫

議　　事

議　　長　　はじめに、議案第３６号整理番号７１を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、私、神谷友裕は退席いたします。
退席中の議事進行は山本会長代理にお願いいたします。

（神谷友裕委員退席）

山本坂一　　それでは事務局に説明を求めます。
委　　員

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。
１４ページをお願いします。
議案第３６号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号７１〕
（所在及び面積）
●●●●
（権利の種類）
使用貸借権
（貸付人）
●●●●
（借受人）
●●●●
（転貸人）
公益財団法人　愛知県農業振興基金
（期間）
令和８年１２月１日から令和１８年１１月３０日まで

説明は以上です。

山本坂一委員　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。

委　　員　質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第３６号整理番号７１を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

山本坂一委員　異議なしと認め、議案第３６号整理番号７１を原案通り決定します。

（神谷友裕委員着席）

議　　長　次に、議案第３６号整理番号８２を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、近藤靖委員は退席をお願いします。

（近藤靖委員退席）

議　　長　それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　それでは、説明させていただきます。
１９ページをお願いします。
議案第３６号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号８２〕
（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人　愛知県農業振興基金

（期間）

令和８年１２月１日から令和１３年１１月３０日まで

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第３６号整理番号８２を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　　異議なしと認め、議案第３６号整理番号８２を原案通り決定します。

（近藤靖委員着席）

議　　長　　次に、議案第３６号整理番号１００を上程します。

なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、山田友樹委員は退席をお願いします。

（山田友樹委員退席）

議　　長　　それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。

２７ページをお願いします。

議案第３６号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号１００〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人　愛知県農業振興基金

（期間）

令和８年１２月１日から令和１８年１１月３０日まで

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第３６号整理番号１００を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　　異議なしと認め、議案第３６号整理番号１００を原案通り決定します。

（山田友樹委員着席）

議　　長　　次に、議案第３６号整理番号１０１を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、山本坂一委員は退席をお願いします。

（山本坂一委員退席）

議　　長　　それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。
２７ページをお願いします。
議案第３６号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号１０１〕
（所在及び面積）
●●●●
（権利の種類）
賃貸借権
（貸付人）
●●●●
（借受人）
●●●●
（転貸人）
公益財団法人　愛知県農業振興基金
（期間）

令和８年１２月１日から令和１８年１１月３０日まで

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第３６号整理番号１０１を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　　異議なしと認め、議案第３６号整理番号１０１を原案通り決定します。

（山本坂一委員着席）

議　　長　　次に、議案第３６号整理番号１０４から１０７を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、加藤彰夫委員は退席をお願いします。

（加藤彰夫委員退席）

議　　長　　それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。
２８ページをお願いします。
議案第３６号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号１０４〕
（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人　愛知県農業振興基金

（期間）

令和８年１２月１日から令和１８年１月３１日まで

以下、３０ページの〔整理番号１０７〕まで４件の申し出がありました。内容については、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第３６号整理番号１０４から１０７を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　　異議なしと認め、議案第３６号整理番号１０４から１０７を原案通り決定します。

（加藤彰夫委員着席）

議　　長　　それでは、議案第３３号から議案第３６号及び報告第２７号から報告

第２９号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。

１ページをお願いします。

議案第３３号

農地法第３条の規定による許可について

〔受付番号４〕

（権利の種類）

区分地上権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

雨水排水管埋設のために区分地上権を設定するものです。

なお、区分地上権による雨水排水管設置は、土の中に完全に埋設し、耕作を目的とした所有権や耕作権とは異なるため農家要件は必要ありません。

また、本案件は、先月の総会で議決されました議案第２８号受付番号１６の分家住宅建築に関連するものです。

〔受付番号５〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は８３ａになります。なお、全部効率利用要件や農作業常時従事要件などは書類や現地調査から確認しており、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

２ページをお願いします。

議案第３４号

農地法第４条の規定による許可申請について

〔受付番号３〕

（所在及び面積）

●●●●

（申請人）

●●●●

（転用事由）

店舗建築

申請地は、富士松図書館の北西約５０ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。

申請人は、喫茶店を開業するため、店舗１棟７２．９５㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

３ページをお願いします。

議案第３５号

農地法第５条の規定による許可申請について

〔受付番号２０〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、西境市民館の南西約３５０ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族２人で暮らしていますが、新たな住宅を建築するため、分家住宅１棟１１７．１８㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

〔受付番号２１〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

住宅敷地

申請地は、小垣江東幼児園の西約５０ｍのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地であるため、第３種農地と判断致しました。
申請人は、長年申請地を住宅敷地として利用してきましたが所有地の管理状況を確認したところ、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。
そこで、住宅敷地９６．５３㎡について始末書添付の上、本申請に及んだものです。

〔受付番号２２〕
（権利の種類）
賃貸借権
（所在及び面積）
●●●●
（貸人）
●●●●
（借人）
●●●●
（転用事由）
保育所建築

申請地は、富士松駅の東約７００ｍのところに位置しています。農地区分は、富士松駅を中心とし、申出地までを半径とする円で囲まれる区域の宅地割合が４０％を超えるため、第２種農地と判断致しました。
申請人は、刈谷市に主たる事務所を置き、保育所等を経営する法人です。刈谷市役所子ども課の公募に応じ保育所を整備するため、園舎１棟９６３．６１㎡、倉庫１棟８．９４㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

４ページをお願いします。

〔受付番号２３〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、西境市民館の南西約４００ｍのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地であるため、第３種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族４人で暮らしていますが、新たな住宅を建築するため、分家住宅１棟１１２．３１㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

５ページをお願いします。

議案第３６号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号４９〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人　愛知県農業振興基金

（期間）

令和８年１２月１日から令和１３年１１月３０日まで

以下、２８ページの〔整理番号１０３〕まで５０件の申し出がありました。

内容については、それぞれ記載のとおりです。

３１ページをお願いします。

報告第２７号

農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

〔受付番号１９〕

（所在及び面積）

●●●●

（申請人）

●●●●

（転用事由）

共同住宅建築

以下、〔受付番号２１〕まで、住宅敷地１件、共同住宅建築１件の届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

３２ページをお願いします。

報告第２８号

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

〔受付番号８１〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

（転用事由）

分譲住宅敷地

以下、３５ページの〔受付番号９６〕まで、住宅建築及び住宅敷地８件、分譲住宅建築及び分譲住宅敷地３件、共同住宅建築及び共同住宅敷地３件、駐車場１件の届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

３６ページをお願いします。

報告第２９号

農地法第１８条第６項の規定による通知書について

〔整理番号１７〕

（所在及び面積）

●●●●

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（解約通知日）

令和８年９月３０日

（解約形態）

合意解約

（解約事由）

耕作者変更のため

説明は以上です。

議　　長　　上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第３３号から議案第３６号及び報告第２７号から報告第２９号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　　異議なしと認め、議案第３３号から議案第３６号及び報告第２７号から報告第２９号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前１０時２５分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者　　会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

９番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１０番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本会議に参与した者

事務局長	石　川　晴　雄
課長補佐兼係長	酒　井　武　士
主任主査	高　橋　佑　斗
主　　査	新　美　晶　子
主　　事	加　藤　立　紀